つくばみらい市農業基本構想

農業経営基盤の強化の促進に関する

基 本 的 な 構 想

令 和 ８ 年 ９ 月

つ く ば み ら い 市

目　　次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標　１
第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの農業経営の指標
１　効率的かつ安定的な農業経営の指標　５
２　青年等が目標とすべき農業経営の指標　１３
第３　第２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項　１６
第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標　１６
２　農用地の利用関係の改善 効率的かつ総合的な利用に関する事項　１７
第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項　１７
１　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 項に掲げる事業に関する事項　１８
２　農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項　１８
３　農用地利用改善計画事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項　１８
４　農業協同組合が行う農作業の受託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項　２１
５　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項　２２
第６　その他　２３

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　つくばみらい市は、茨城県の南部、都心から４０㎞圏に位置しており、温和な気候と広大な平地の農地に恵まれ、農業は古くから地域の基幹産業として、米・麦・野菜を主体とした営農が展開されている。

しかし、近年、全国的な米消費量の減少や産地間競争の激化、高温による不作や収量の減少、更には、消費者ニーズの変化や流通形態の多様化などの社会経済情勢の変化に加え、輸入農産物の増大などによる価格の低迷や「食」の安全・安心に対する関心の高まりなど課題が顕在化している。

そのような中、つくばみらい市は平成１７年のつくばエクスプレス開通に伴い、みらい平駅周辺が開発され、一大消費地となっており、市内で産地と消費地が共存している状況となっている。

そのため、つくばみらい市産の良品質な農産物を市外のみに販路を見出すのではなく、民間企業等を連携し、内側に向けて農産物の良さを発信していくことにより、シビックプライドの醸成を図り、地産地消を推進していく。さらに、つくばみらい市は古くから「谷原三万石」と呼ばれ、品質の良いお米が作られている米どころであり、市内産米の消費拡大等を目的として、「毎日お米を食べよう運動」を推進している。市内産米の品質向上や PR を目的に、みらい型農業事業の一環として、「つくばみらい市米コンテスト」を開催しており、令和７年度には「第 27 回米・食味分析鑑定コンクール：国際大会 in つくばみらい」を誘致するなど、品質以外でも付加価値の創出を行うことにより、販路先の確保を行い農業経営の確立を図る。

２　つくばみらい市の農業構造は、みらい平駅を中心に宅地化や都市部からの人口流入による他産業への労働力流出により、農業従事者の高齢化が一層進行し、それに伴い農家戸数が減少し、深刻な後継者不足となっている。

（１）農業従事者の高齢化や後継者の減少に伴って耕作放棄地が増加し、後継者確保と併せて今後の課題となりつつあることから、今後の農業を取巻く状況は、ますます厳しくなると予想される。このような状況を踏まえ、農業の将来の在り方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農地等を明確にした「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（以下、「法」という。）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）を策定し、本市農業の中心を担う中心的経営体の育成や将来の農業を担う人材として新規就農者の確保とともに、営農組織を育成し、多様な担い手への農地を集積・集約することで農地等の資源の有効活用をし、農業生産の維持・拡大を図る必要がある。地域計画の策定に当たっては、耕作者等にアンケートを実施し、アンケートに基づいて地域の現況を地図上で見える化したものを活用して、将来の地域農業のあり方を地域の徹底した話し合いで決定することで、地域計画の実効性を高める取り組みを進める。

（２）農業の活力を維持し、今後ともつくばみらい市の基幹産業として振興していくためには、農業が魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現のための施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。このため、つくばみら

い市は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、民間企業等と積極的に連携を図り、ＩＴ・ＩＣＴ等を活用したスマート農業経営を推進していくことにより、作業効率の向上及び安定した生産性に繋げ、個々の農業者が収益性の高い経営を展開し、また、得られた利益を事業の多角化に利用するなどの新しい試みに投資してさらなる経営改善を図る等の好循環を生み出していくため、効率的かつ安定的な農業経営について、目指すべき目標を明らかにし、その目標に向けて経営改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に実施する。

3　つくばみらい市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的には、地域の他産業従事者と同水準の労働時間と生涯所得を確保することができる農業経営の目標を次のとおりとし、このような農業経営を行う経営体が、地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

年間総労働時間　主たる従事者１人当たり　２，０００時間　以内
年間農業所得　　主たる従事者１人当たり　　５８０万円　以上

4　つくばみらい市の令和７年の新規就農者は１人であり、当市の農業振興を図る上で、その確保・育成はより一層重要な課題である。

そこで、民間企業等と連携し就農から独立までのきめ細かい支援体制を構築することにより、より多くの新規就農者の確保を目指すこととする。

また、新たに農業を営もうとする青年等が経営開始後おおむね５年後に達成すべき農業経営の目標水準は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、次のとおりとする。

年間総労働時間　主たる従事者１人当たり　２，０００時間　以内
年間農業所得　　２５０万円　以上

5　つくばみらい市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の規模拡大等の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

（１）茨城みなみ農業協同組合、つくばみらい市農業委員会及び地域農業改良普及センター等

（以下「関係機関」という。）が十分なる相互の連携を図り、地域計画に基づき、収集した農地や担い手の情報を共有し、地域の合意の下、対象となる担い手を明確にして、関係機関が一体となって農地中間管理事業などを活用し農地の集積・集約化を計画的、効率的に推進する。また、農業経営の規模拡大を図るため、土地利用型農業に意欲的な農業経営体に対し、関係機関等と連携しながら、集落を中心とした土地利用調整に基づき、農地中間管理事業、利用権設定又は農作業受託を促進し、実質的な経営規模の拡大と併せて農用地の集団的利用の促進を図る。

（２）地域計画に基づき、耕作者が不在となる可能性が高い地域においては、規模拡大を目指す農業経営体や異業種企業等を対象に、農地のマッチングを集中的に進める。さらに、高齢化や後継者不足により、農業を維持していくのが困難な農業者と地域の担い手として大規模に営農している法第１２条第１項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）や集落営農組織・法人を適切に結びつけて農地中間管理事業を柱に、農業経営基盤強化促進事業の積極的な活用により、増加傾向にある耕作放棄地を解消する。

（３）市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や地域計画の地域の話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

（４）農業経営改善計画認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者への農用地集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、つくばみらい市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。また、新たな農業経営を営もうとする青年等に対しては、早期の経営安定に向けたメリット措置が集中的に講じられるよう青年等就農計画認定制度の普及を図る。

６　つくばみらい市は、経営規模拡大のため施設の整備や機械の導入等を行う場合は、補助事業等の助成事業の積極的検討と、国等による制度資金の活用等により経営の改善とロボット技術・ＩＣＴ技術等を活用したスマート農業の導入を促進し、経営基盤の確立を支援する。

また、生産組織等については個別経営体の補完、農業生産法人への経営発展の母体として重要な位置づけを持っており、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、関係機関等の協力の下、法人化により経営継承される持続的な経営への誘導を図る。

さらに、大規模経営や経営の多角化を目指す担い手に対しては、１次、２次、３次産業との融合を図る６次産業化を推進し、独自の経営戦略に基づき企業的な経営を展開するビジネス経営体への発展を積極的に推進する。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果を点検し新たな計画の作成指導を重点的に行うとともに、認定新規就農者については、青年等就農計画の期間満了後も継続的に自らの経営の改善に取り組むよう経営改善計画の作成を促していく。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの農業経営の指標

１　効率的かつ安定的な農業経営の指標

第１の３に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、つくばみらい市で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

農業経営の基本的指標（水稲＋飼料用米）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
普通作（水稲＋飼料用米）	〈経営面積〉 水田＝２，８００ａ （うち借入地 ２，７００ａ） 〈作付面積〉 水稲（主食用米） ＝１，７００ａ 水稲（飼料用米） ＝１，１００ａ 〈農業労働力〉 基幹的従事者 １人 補助的従事者 １人 臨時雇用 ０．３人	〈経営の特徴〉 農地の集積による大規模普通作経営 〈主な資本装備〉 トラクター（７０ＰＳ） １台 トラクター（５０ＰＳ） １台 田植機（乗用６条） １台 コンバイン （自脱型、６条） １台 乾燥機（５０石） ３基 フォークリフト １台 トラック２ｔ １台 軽トラック １台 〈土地利用、技術等〉 農地中間管理事業による農地集積を図る。	・作業分散を考慮した品種別作付け計画を作成する。 ・計画的な農機具、施設整備を行う。 ・さらなる規模拡大に向けて法人化を進め、経営基盤の強化を図る。	臨時雇用労働力を確保するとともに、雇用条件を整備し、常時雇用導入を図る。

農業経営の基本的指標（水稲＋小麦＋大豆＋作業受託）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
普通作（水稲＋小麦＋大豆＋作業受託）	〈経営面積〉 水田＝２，０００ａ （うち借入地 １，９００ａ） 〈作付面積〉 水稲＝１，２００ａ 小麦＝　８００ａ 大豆＝　８００ａ 作業受託 ＝１，０００ａ （３作業以上・販売名義・処分権有） 〈農業労働力〉 基幹的従事者 １人 補助的従事者 １人	〈経営の特徴〉 農地の集積及び麦、大豆を取り入れた大規模普通作経営 〈主な資本装備〉 トラクター（７０ＰＳ） １台 トラクター（５０ＰＳ） １台 田植機（乗用６条） １台 コンバイン （自脱型、６条） １台 乾燥機（５０石） ２基 フォークリフト １台 トラック２ｔ １台 〈土地利用、技術等〉 農地中間管理事業による農地集積を図る。	・作業分散を考慮した品種別作付け計画を作成する。 ・計画的な農機具、施設の整備を行う。 ・麦、大豆を取り入れることにより年間労働力の平準化を図るとともに、農機具、施設の利用向上を図る。	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する。

農業経営の基本的指標（イチゴ）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜 （イチゴ）	〈経営面積〉 施設＝　３０ａ 〈作付面積〉 イチゴ＝３０ａ 〈農業労働力〉 基幹的従事者 １人 補助的従事者 １人 臨時雇用 １人	〈経営の特徴〉 イチゴの専作経営 〈主な資本装備〉 パイプハウス・付帯施設 ３０ａ ウォーターカーテン一式 育苗ハウス １棟 環境測定装置 １台 夜冷施設 トラクター（３０ＰＳ） １台 動力噴霧器 １台 作業舎 １棟 〈土地利用、技術等〉 イチゴ栽培に適した水質であるかを確認する。	環境測定機器の導入により、増収を図る。	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する。

農業経営の基本的指標（トマト）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜 （トマト）	〈経営面積〉 施設＝　４０ａ 〈作付面積〉 トマト＝４０ａ 〈農業労働力〉 基幹的従事者 １人 補助的従事者 １人 臨時雇用 ２人	〈経営の特徴〉 長期どりトマトの専作経営 〈主な資本装備〉 鉄骨ハウス ４０ａ 環境測定装置 １台 炭酸ガス発生装置 ２台 暖房設備 一式 潅水設備 一式 トラクター（３０ＰＳ） １台 動力噴霧器 １台 フォークリフト １台 作業舎 １棟 〈土地利用、技術等〉 地下水位の高い場所での栽培は避ける	環境測定機器の導入により、増収を図る。	

農業経営の基本的指標（カンショ）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
露地野菜（カンショ）	〈経営面積〉 普通畑＝５００ａ 〈作付面積〉 カンショ ＝５００ａ （うち貯蔵 ４００ａ） 〈農業労働力〉 基幹的従事者 １人 補助的従事者 １人 臨時雇用 ０．５人	〈経営の特徴〉 貯蔵出荷を取り入れたカンショの専作経営 〈主な資本装備〉 育苗ハウス １５０坪 トラクター（５０ＰＳ） １台 マルチャー １台 収穫機 １台 カンショ洗浄機 １台 フォークリフト １台 作業舎 １棟 〈土地利用、技術等〉 前作が野菜などの肥沃地での栽培を避ける	・周年、計画出荷を図る。 ・貯蔵カンショの導入により、単価向上を図る。 ・施設費用を抑えるため、貯蔵は外部委託。	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する。

農業経営の基本的指標（ネギ＋レタス＋ハクサイ）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
露地野菜（ネギ＋レタス＋ハクサイ）	〈経営面積〉 普通畑＝２４０ａ 〈作付面積〉 夏ネギ＝　１００ａ 春レタス＝６０ａ 秋レタス＝６０ａ ハクサイ＝８０ａ 〈農業労働力〉 基幹的従事者 １人 補助的従事者 １人 臨時雇用 ０．５人	〈経営の特徴〉 レタスとネギ、ハクサイの組み合わせによる露地野菜経営 〈主な資本装備〉 育苗ハウス １棟 トラクター（５０ＰＳ） １台 移植機 １台 全自動収穫機 １台 マルチャー １台 ブームスプレイヤー １台 ネギ皮剥き機 １台 レタス包装機 １台 フォークリフト １台 トラック２ｔ １台 〈土地利用、技術等〉 排水対策を行う	機械化体系を取る	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する。

農業経営の基本的指標（ブドウ）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
果樹 （ブドウ）	〈経営面積〉 施設＝８０ａ 〈作付面積〉 無加温ハウス ＝３０ａ 雨よけ＝５０ａ 〈農業労働力〉 基幹的従事者 １人 補助的従事者 １人	〈経営の特徴〉 直売主体のブドウ専作経営 〈主な資本装備〉 無加温ハウス ３０ａ 簡易被覆ハウス （雨よけ） ５０ａ 果樹棚 ８０ａ トラクター（３０ＰＳ） １台 スピードスプレヤー １台 常用型草刈機 １台 運搬車 １台 直販施設兼作業舎 １棟 〈土地利用、技術等〉 欧州系品種を中心に短梢剪定平行整枝による種なし栽培を導入する。	巨峰、欧州系品種を組み合わせるなど消費者ニーズに対応した品種を選定する	雇用条件を整備し、臨時雇用労働力を確保する。

〔集落営農〕

農業経営の基本的指標（普通作）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
普通作 （水稲＋飼料用米＋小麦＋大豆）	〈経営面積〉 水田＝６，０００ａ 〈作付面積等〉 水稲（主食用米） ＝３、０００ａ 水稲（飼料用米） ＝１，５００ａ 小麦＝１，５００ａ 大豆＝１，５００ａ 作業受託 水稲＝１，５００ａ （３作業以上・販売名義・処分県有） 〈農業労働力〉 基幹的従事者 ３人 補助的従事者 ３人	〈経営の特徴〉 おおむね１集落内の農家から農地管理、機械作業を委託された担い手農家３軒による集落営農経営 〈資本装備〉 トラクター（７０ＰＳ） １台 トラクター（５０ＰＳ） ２台 田植機（乗用６条）２台 コンバイン （自脱型、６条）　１台 汎用コンバイン　１台 常用管理機　１台 乾燥機（５０石）　５基 乾燥機（３０石）　２基 フォークリフト　１台 トラック２ｔ　１台 〈土地利用、技術等〉 ・ブロックローテーションにより、水稲、小麦、大豆を作付けする。 ・農地中間管理事業による農地集積・集約を図る。	・作業分散を考慮した品種別作付け計画を作成する。 ・計画的な農機具、施設の整備を行う。 ・構成員の役割分担の明確化により、効率的作業に努める。 ・組合の法人化を進め、経営基盤の強化を図る	

2　青年等が目標とすべき農業経営の指標

第１の４に示したような新たに農業経営を営もうとする青年等の目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に当市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、当市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
普通作（水稲＋飼料用米）	〈経営面積〉 水田＝１，０００ａ 〈作付面積〉 水稲（主食用米） ＝６００ａ 水稲（飼料用米） ＝４００ａ	〈経営の特徴〉 親族からの継承を前提とした普通作経営 〈主な資本整備〉 トラクター　１台 コンバイン　１台 乾燥機　１台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う。 ・青色申告の実施 ・財務分析による経営診断の実施 ・資金繰り、返済計画の作成と実行 ・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・農繁期においても週１日程度の休暇を取得

（注）農地は全て借地とし、農業労働力は本人＋臨時雇用者とする。

機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し１／２は償却済みとした。

家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜（イチゴ）	〈経営面積〉 施設＝　１５ａ 〈作付面積〉 イチゴ＝１５ａ	〈経営の特徴〉 イチゴ専作経営 〈主な資本整備〉 パイプハウス　１５ａ 育苗ハウス　１棟 ウォーターカーテン　一式 炭酸ガス発生装置	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う。 ・青色申告の実施 ・財務分析による経営診断の実施 ・資金繰り、返済計画の作成と実行 ・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・農繁期においても週１日程度の休暇を取得

（注）農地は全て借地とし、農業労働力は本人＋臨時雇用者とする。
機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し１／２は償却済みとした。
家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
施設野菜（トマト）	〈経営面積〉 施設＝　２０ａ 〈作付面積〉 トマト＝２０ａ	〈経営の特徴〉 トマト専作経営 〈主な資本整備〉 パイプハウス　２０ａ 潅水設備一式 暖房設備一式 トラクター　　１台 動力噴霧器　　１台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う。 ・青色申告の実施 ・財務分析による経営診断の実施 ・資金繰り、返済計画の作成と実行 ・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・農繁期においても週１日程度の休暇を取得

（注）農地は全て借地とし、農業労働力は本人＋臨時雇用者とする。
機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し１／２は償却済みとした。
家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
露地野菜 （ネギ）	〈経営面積〉 普通畑＝７０ａ 〈作付面積〉 ネ　ギ＝７０ａ	〈経営の特徴〉 ネギ周年栽培 〈主な資本整備〉 育苗ハウス　１棟 トラクター　１台 ネギ移植機　１台 動力噴霧器　１台 ネギ皮剥き器　１台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う。 ・青色申告の実施 ・財務分析による経営診断の実施 ・資金繰り、返済計画の作成と実行 ・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・農繁期においても週１日程度の休暇を取得

（注）農地は全て借地とし、農業労働力は本人＋臨時雇用者とする。
機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し１／２は償却済みとした。
家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様
果樹 （ブドウ）	〈経営面積〉 樹園地＝３０ａ 〈作付面積〉 ブドウ（雨よけ） ＝３０ａ	〈経営の特徴〉 欧州系品種を取り入れた直売主体の果樹経営 〈主な資本整備〉 簡易被覆ハウス （雨よけ）　３０ａ 直売施設兼作業所 １棟 スピードスプレヤー １台 常用型草刈機　１台 運搬車　１台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う。 ・青色申告の実施 ・財務分析による経営診断の実施 ・資金繰り、返済計画の作成と実行 ・労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止 ・農繁期においても週１日程度の休暇を取得

（注）農地は全て借地とし、農業労働力は本人＋臨時雇用者とする。
機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し１／２は償却済みとした。
家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

第３　第２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

効率的かつ総合的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、生活や農地・農業機械の取得などの受け入れ体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取組むこととし、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働者の活用システムを整備する。

加えてつくばみらい市の将来の農業を担う幅広い人材確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材が、農業に就業するとともに地域に定着し活躍できるよう、これらの者に対して、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○　効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の 農用地利用に占める面積のシェアの目標	備　　考

６６％　以上	１．効率的かつ安定的な農業経営を営む者の権限に基づく農地の利用面積及び基幹的農作業の受託面積のシェアの目標である。 ２．目標年次は、概ね１０年先

○　効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の活用により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

２　農用地の利用関係の改善 効率的かつ総合的な利用に関する事項

（１）農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

つくばみらい市においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあるため、農作業の効率化等を図るため、地域計画を活用し、農地の集約を推進していく必要がある。

（２）今後の農地利用等の見直し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地の利用集積・集約を推進するため、農地中間管理事業の更なる活用を図っていく。

（３）関係団体等との連携体制

つくばみらい市では、市関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係機関、関係各課、及び土地改良区等が連携して、農地中間管理事業を柱に農地利用集積等の推進を実施する。

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

つくばみらい市は、茨城県が策定した「茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第４「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、つくばみらい市農業の地域特性を生かし、関係機関・団体が連携した指導体制と事業推進体制を整備し、地域計画を活用し、力強い農業構造を作るための活動を支援等するとともに、農地中間管理事業を柱として、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

つくばみらい市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1　地域計画の達成を促進する事業

2　農地中間管理事業の実施を促進する事業

3　農用地利用改善事業の実施を促進する事業

4　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

5　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア　つくばみらい市において、今後農業農村整備事業の実施が見込まれる場合は、圃場区画

の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業の積極的な活用を図る。

イ　つくばみらい市は、農用地利用改善団体に対し、特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

1　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 項に掲げる事業に関する事項

（1）「協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である米の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、茨城県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業経済課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全を図る。

（2）つくばみらい市は地域計画の策定に当たって、茨城県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2　農地中間管理機構の特例事業の実施の促進に関する事項

（1）つくばみらい市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業を行う茨城県農林振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

（2）つくばみらい市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3　農用地利用改善計画事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（1）農用地利用改善事業の実施の促進

つくばみらい市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う

自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的な条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

① （２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第４号の認定申請書をつくばみらい市に提出して、農用地利用規程についてつくばみらい市の認定を受けることができる。

② つくばみらい市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ （４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであるこ

と。

エ　農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③　つくばみらい市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程をつくばみらい市の掲示板への提示により公告する。

④　①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①　（５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地域内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を所有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和５５年政令第２１９号）第１１条に掲げる要件に該当するものに限る。以下（「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②　①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア　特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③　つくばみらい市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア　②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ　申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規定で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① つくばみらい市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② つくばみらい市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）の指導、助言を求めてきたときは、つくばみらい市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４ 農業協同組合が行う農作業の受託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１）農作業の受委託の促進

つくばみらい市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進

イ 効率的な農作業の受託作業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の

設定

（２）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農作業の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

（３）地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業体による農作業受委託金の情報提供や、農作業受委託を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

５　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（１）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

つくばみらい市は、１から５までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア　つくばみらい市は、農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ　つくばみらい市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ　つくばみらい市は、水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図るとともに、転作を契機とした地域の土地利用の見通しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ　つくばみらい市は、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ　つくばみらい市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（２）推進体制等

①　事業推進体制等

つくばみらい市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後１０年にわたり、第１、第３で掲げた目標や第２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を策定する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経

営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の効率的な実施に資することとなるよう、つくばみらい市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、つくばみらい市は、このような協力の推進に配慮する。

第６　その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。